

令和5年第2回八峰町議会臨時会会議録

令和5年8月4日（金曜日）

議事日程第1号

令和5年8月4日（金曜日）午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第51号 専決処分事項の報告について

（令和5年度八峰町一般会計補正予算（第3号））

第5 議案第52号 八峰町特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例制定について

第6 議案第53号 物品の取得について

第7 議案第54号 工事請負契約の締結について

第8 議案第55号 令和5年度八峰町一般会計補正予算（第4号）

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 堀内満也	副町長 田村正
教育長 鈴木洋一	総務課長 和平勇人
税務会計課長 成田拓也	企画財政課長 高杉泰治
福祉保健課長 石上義久	教育次長 山本節雄
学校教育課長 山内章	産業振興課長 山本望

農林振興課長	堀内和人	建設課長	浅田善孝
農業委員会事務局長	内山直光	生涯学習課長	今井利宏
あきた白神体験センター所長	菊地俊平	防災まちづくり室長	工藤善美

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木高	議会事務局庶務係長	須藤佳奈子
--------	------	-----------	-------

午前10時00分開会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

これより令和5年第2回八峰町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、5番水木壽保君、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せてご報告願います。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和5年第2回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

はじめに、このたびの豪雨災害についてであります。

7月14日から17日までの豪雨により、町内では、道路や河川、農地のほか、住家への

浸水被害が発生し、特に水道施設への被害は深刻で、16日から峰浜地区の約1,300世帯において断水が発生したところであります。

地元建設業協会等のご尽力により、25日には全域で仮復旧を終えることができましたが、この間、不便な生活を強いられることとなりました町民の皆様には、心よりお詫び申し上げますとともに、浸水被害に遭われた方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

今後、町といたしましては、国や県と連携しながら、被災施設の早期本復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、本臨時会を招集した経緯についてご説明申し上げます。

現在、町内の下水道及び集落排水処理施設並びにマンホールポンプには、音声とFAXによる異常通報装置が設置されておりますが、利用しているISDN回線サービスは、令和6年1月で終了することが決定しております。

このため町では、新たに携帯電話回線を利用した異常通報システムを整備するとともに、システムを活用して真瀬川と小入川付近のマンホールポンプ設備に防災用監視カメラを設置し、大雨の際の河川の増水状況を町ホームページで公開するサービスを提供することといたしました。

このたび受注業者が決定いたしましたので、当該業者と契約を締結することについて、議会の承認を求めるものであります。

また、現在使用している携帯無線機及び車載無線機の周波数使用期限は、令和6年11月までとなっていることから、町において新たな携帯無線機の整備を計画しておりましたが、同じく受注業者が決定いたしましたので、当該業者と契約を締結することについて、議会の承認を求めるものであります。

また、前述の豪雨災害に関する応急復旧費等を計上した令和5年度一般会計補正予算（第3号）を7月16日付で専決処分いたしましたので、これをご報告するほか、早急に着手すべき復旧作業費を計上した令和5年度一般会計補正予算（第4号）を本議会に提案しております。

次に、このたびの町職員による背任事件についてであります。秋田地方検察庁から、7月10日に被疑者2名を略式起訴し、同日、罰金刑の略式命令を発したことに加え、7月25日には、刑が確定したとの通知がありました。

これを受けて、町では、8月1日に職員を停職1カ月の懲戒処分とすることを決定し、

同日、本人に対し発令したところであります。

また、今回の事件に対する役場組織全体の責任として、私の給料の減額を行いたいと考え、本議会に関係議案を提出しております。

次に、本議会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第51号、専決処分事項の報告については、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告であり、既定額に4,172万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を67億129万9,000円とするものであり、内容は、令和5年7月豪雨災害に関する応急復旧作業や給水作業に要する経費の追加であります。

議案第52号、八峰町特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例制定については、私の給料の10分の1相当額を1カ月減額するものであります。

議案第53号、物品の取得については、デジタル移動系無線機通信システム購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号、工事請負契約の締結については、八峰町下水道・集落排水施設監視システム等整備工事契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第55号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第4号）は、既定額に6億8,799万円を追加して、歳入歳出予算の総額を73億8,928万9,000円とするものであり、内容は、豪雨災害に関する早急に着手すべき復旧作業に要する経費の追加であります。

以上、本議会臨時会の議案は5件であります。

詳細につきまして、各議案提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第51号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第51号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和5年8月4日提出

八峰町長 堀内満也

次のページをご覧ください。

専決処分書でございます。

令和5年度八峰町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,172万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億129万9,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載してございます。

なお、このたびの専決処分につきましては、7月14日からの豪雨により、町管理の町道や河川をはじめ、農地、林道、公園施設などが被害を受けたほか、水道施設も被害を受け、石川集落を除く峰浜地区で断水が発生し、土砂の撤去や給水対応など、初期対応として想定される必要な予算を追加補正したものでございます。

また、八峰中学校野球部の全県大会出場に伴う全国応援にかかるバスの借上げにつきましても、併せて補正したものでございます。

6ページ・7ページをお開きください。

歳入歳出の主な補正内容について、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

はじめに、歳入についてでございます。

19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳出予算に計上しました充当財源として4,172万2,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8ページ・9ページをご覧ください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費につきましては、災害箇所の確認等を行う補助員の報酬として10万円と、費用弁償として旅費に1万円の追加補正でございます。

次に、2項林業費3目林道整備費11節役務費につきましては、林道に流入した土砂撤去等の応急処置作業にかかる手数料200万円の補正でございます。

次に、7款商工費1項商工費3目観光費11節役務費につきましては、白瀑園地及び滝壺に流入した土砂や立木の撤去に伴う手数料として200万円の追加補正でございます。

次に、8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費の3施設職員手当等につきましては、職員の時間外、それから休日勤務手当100万円の追加でございます。

10節需用費につきましては、町道白神二ツ森線、水沢ダム線、大沢大信田線で発生した道路及び路肩等の崩落による応急対応の修繕料200万円の追加補正でございます。

10ページ・11ページをお開きください。

11節役務費につきましては、町道八森山麓線など7路線で発生した土砂流入等の撤去にかかる手数料800万円の追加補正でございます。

3目橋梁維持費10節需用費につきましては、田中橋、塙橋、向橋で発生した路肩崩落及び裏込め流出にかかる応急対応の修繕料200万円の追加補正でございます。

次に、3項河川費2目河川維持費10節需用費につきましては、泊川で発生した護岸決壊にかかる応急対応の修繕料300万円の補正でございます。

次に、9款消防費1項消防費3目災害対策費1節報酬及び3節職員手当等につきましては、給水対応や避難所開設などの災害対応に伴う補助員の報酬60万円と、職員の時間外、それから休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当として601万2,000円の追加補正でございます。

10節需用費のうち消耗品費につきましては、土のう袋や給水パックの購入費100万円の追加補正で、燃料費につきましては、給水車の燃料費ということで10万円の追加補正でございます。

賄い材料費につきましては、給食センターの断水により学校給水に代わる弁当代と、避難所開設に伴う食費として100万円の追加補正でございます。

医薬材料費につきましては、浸水家屋用消毒剤の購入費10万円の追加でございます。

11節役務費につきましては、仮設トイレの汲み取り料及び災害廃棄物処分の手数料として200万円の追加補正でございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、仮設トイレ33基分の借上げ料として200万円の追加補正でございます。

12ページ・13ページをお開きください。

次に、10款教育費1項教育総務費3目教育助成費13節の使用料及び賃借料につきましては、八峰中学校野球部の全県大会出場に伴う全国応援にかかるバスの借上げとして80万円追加補正でございます。

次に、11款災害復旧費1項公共土木災害復旧費1目公共土木施設災害復旧費13節使用料及び手数料につきましては、町道小入川岩館線及び泊川線の敷き鉄板やバリケード等の借上げ料として200万円の追加補正でございます。

14節工事請負費につきましては、町道小入川岩館線及び泊川線の応急仮復旧工事費として600万円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞご承認いただきますようお願いいたします。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今、副町長からこの説明はありましたけれども、具体的に修繕したところ、それから橋の修繕とか、そういうその箇所、どこにどう、箇所にお金をつぎ込んだのかっていうのをやっぱり一覧表で欲しいと思います。今、言葉では言われませんでしたけれども。

それと、弁当はですね、どこから来て、小・中学校に量的なものとか、まあどのようにこう配慮して給食を与えたのか、その辺のところの詳しいこともちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、まず副町長から最初の方の質問についてご答弁お願いをいたします。田村副町長。

○副町長（田村 正君） 見上さんのご質問にお答えいたします。

ただいまご質問ありました箇所につきましては、応急復旧のため、現在準備しておりませんが、この後の第4号補正予算の絡みでですね、復旧をする箇所の図面をこのタブレットに載せてございますので、ちょっとそれをご覧になっていただきたいと思います。

○8番（見上政子さん） 図面じゃなくて、やっぱり一覧表で。

○副町長（田村 正君） あ、一覧表ですか。

○議長（皆川鉄也君） まず答弁。

○副町長（田村 正君） 分かりました。今、用意してございませんので、後ほど作成してお渡ししたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 給食の関係等につきましては、山内学校教育課長。

○学校教育課長（山内 章君） 見上議員の質問にお答えいたします。

災害があつて準備したところ、まず水が停止になりました。そういったことで給食センターも水が出ないということで、調理不可能という形になっております。で、各峰浜地域の世帯についても水が出ないような状況になりましたので、18、19、20、21日の4日間について、最初の2日間をおにぎり2つとちょっとしたおかずをつけた形の弁当となっています。で、20、21が普通のご飯がついた形の、まあ日替わり弁当みたいな形の

弁当を提供しております。児童生徒、職員合わせて350食の提供で対応してまいりました。

以上です。

○8番（見上政子さん） どの弁当ですか。

○学校教育課長（山内 章君） あ、業者はテラタさんで、能代市のテラタさんでお願いしたところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第52号、八峰町特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号、八峰町特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例制定について。

八峰町特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年8月4日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、特例として、町長の給与の減額を行うものでございます。

次のページをご覧ください。条例の本文でございます。

この条例は、町長の令和5年9月分の給料について、10分の1に相当する額を減額しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

す。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 先日の決算監査で、この案件を書類その他いろいろ見てみました。その中で出された書類には不備がなく、まずどうやっても背任行為は見つけることができない事案であります。これが誰が見ても分かる人為的ミスとか、どっかのJAみたいに賭けゴルフやったり、こういうことで減給するのであれば納得しますが、何でもかんでも減給で、町長及び三役、管理職等の減給で片づけるのではなく、どうやったらこの書類に不備がないものの背任行為を見つかることができるか、それを庁舎内で精査することが最も大事なことであると思います。まして、この背任行為があった時、堀内町長は町長職に在職しておりませんでした。そういう意味からも、この減給処分は今一度考え直す必要があるのではないかと思います。町長どう考えておりますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まあこの事件に関しましては、前回の全員協議会でもご説明したとおりでございます。いずれ組織としてあってはならない、そういった事件でございましたけども、ご承知のとおり、この事件に関わった職員、あるいはその辞めた職員もおります。そしてまた、当時町長職でありました前町長は病気でもう既に亡くなってしまっているといった状況でございます。

さて一方で、この組織として当然今後コンプライアンスマニュアル、あるいは再発防止に向けた取り組みを徹底していくわけではございますけども、町民の皆様は信用失墜行為を行ったということで、組織としての責任はやはり大事だろうと思ひまして考えまして、今回こういった提案をさせていただいたところでございます。そういったところも踏まえましてご理解いただければ幸いに存じます。どうぞご検討よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 今回の案件はですね、例えばしっかりした業者であれば、町に出した見積書と受け取る金額が違うわけですよ。ですよ。だから業者側からの摘発、もしくは密告でもない限り、見つけることができないんですよ。書類には全く不備がありません。ですから、そういう意味でのモラルの徹底、そういうものが大事であり、減

給処分ではないと思うんですが、どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 門協議員のおっしゃることも非常に理解いたしますけれども、やはりその繰り返しになります。組織として誰が責任を取るんだという話も前回されたところがございます。繰り返しになりますけれども、当時の町長はもうおりません。そしてまた副町長も辞めております。また建設課と退職したというところがございます。やはり組織として責任を取るとすれば今の体制で私だろうという判断をしてですね、今回の条例を提案させていただいたところがございます。

当然ながら、コンプライアンスマニュアル、そしてまた再発防止に向けた取り組みは組織として徹底していくところがございますけれども、そういったところも踏まえましてご理解いただければと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私は賛成の立場で……

（「討論でねえで」と呼ぶ者あり）

○8番（見上政子さん） このことについて当然だと思います。

ただですね、確かこの事件が発生したのは2月頃だったと思うんですけれども、まあ町長も本当に重篤な状態で、報告することが管理職の間でなかなかためらっていたということもあって、事実が事実としてあって、それで水増しも認めてますし、それからテレビの贈与とかそういうことも本人はもう認めてますので、これは当然なことです。このことについては責任を負う人が、今のところ建設課長もおりません。内部的にどういことがあったのか、これはやっぱり管理体制の問題でありますので、責任をとってもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 答弁求めますか。

○8番（見上政子さん） いいです。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まず一つに提案理由の中身、特例として、町長の給与の減額を行う。これ理由、意味分からないですね。ここには、かくかくしかじかの理由によって減額するんだということを記載しないと駄目なんじゃないんですか。これは将来的にも残る資料ですよ。減額の理由がこういう内容で分かるんでしょうか。

もう一つ、まあ今までこの背任事件の経緯というふうな中身は十分、まあ資料等によって知らされてきました。ですがね、一番最初のこの、まあ門脇議員がさっき言ったようにですね、全然犯罪事実が監査でも発覚、まあ発見できないような巧妙な手口。これがなぜこの時点で公になったのかと。この発端はどっから出たのか。本人が自発的に言ったのか、業者の方から告発したのか。それすらの問題も分からない。それと、その業者の名前も我々議員には分かってない。どうしてこれが発覚したのかという最初からの経緯が全然分かってないですよ。そういうふうなものの報告が必要なんではないの。まあもしできればですね、警察のその何だ、まあ今回は背任事件ですか、背任ということに至る裁判記録みたいなもの、もしくは告発文みたいなものが手元にないとですね全然像が全く分からないということだわけですよ。それではね、やはり町民としては納得できないんじゃないかなと。

それと次に、この背任事件が罰金30万円でしたか、の処分です。これは刑事事件としての最低のまあ、まあ過料も一番最低ですけども、30万円という罰金刑で済んだと。刑罰的にはそれでいいんだろうと思いますけども、それに見合った行政処分、町の処分として、県の例を見ると参考にして停職1か月でしたか。そんなもんでいいんだろうかというふうなのが町民の気持ちではないのかなと。やはり信頼に足る職員なのかどうかということだわけですよ。その犯罪を行った行為に対して、今後もその職員を信頼して仕事を与えていくことができるのかということが非常に疑問に残る部分だわけですね。まあ多分、民間人から言わせるとですね、役場職員の不祥事に関して非常に軽い処分だなど。たった1カ月、遊んでゆっくり養生していれば、もうは忘れたように次から仕事できると。まあ普通民間人であれば肩身が狭くて出てこない。もしくは辞めるか辞めさせられるかというふうな状況になるはずなんです。ところが役場の職員という立場、非常にまあ強くてですね、辞めさせることもできないような前例であると、そういうふうな中で今後もその職員を使っていけるのかどうかということの不安があります。その点。

あとは最後に、その職員がですね、町の代表である議員、もしくは皆さん職員に対して謝ったのかどうか。それをもしあったんだとしたら、それを納得したのかどうか。その点を私は聞きたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 山本議員のご質問にお答えをいたします。

議案の提案理由のところでございますが、確かに明確なその理由というところ、何に基づいてといった記載がなかったと、ご指摘のとおりでございます。これにつきましては、平成25年6月に東日本大震災の復興費に充てるため、職員の給与の減額が行われた際に特別職の給与についても同じような減額が行われておりまして、この時、条例制定した文言がこのような理由書でございましたので、同様の書きぶりでお出しをしてしまいました。次回、今後ですね、ここについては全ての議案につきまして明確な理由が分かるような形で見直してまいりたいと考えておりますので、許していただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

○議長（皆川鉄也君） ほかの答弁。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 私からはですね、2つ目のどのようにして発覚したのかというところでございますけども、確か前の全協の時にもですねお話ししたような記憶もあるんですけども、ちょうど3月にですね警察の方から我々に対しましてこういった事件があるといった報告がございました。それを受けまして全庁挙げて調査してですね、その事実を確認した上で、まあ今回のような事件が発覚したといった流れになっているところでございます。

で、業者名の方もですね、まあ我々は把握しているところでございますけども、この場ではちょっと差し控えたいなというところでございます。理由といたしましては、今回起訴になっていないというところもありますので、そういったところを踏まえまして今回は控えたいなというふうに考えているところでございます。

そしてまた、処分の停職1カ月はちょっと軽いんじゃないかといったご指摘もございました。これにつきましてはですね、まあいろんな機関とですねご相談いただきながら、この結論を出したところでございますけども、本来ですね主たる犯罪を行ったですね前の会計年度職員がいればですね、まあその人を懲戒免職といった形でなるのかなというふうな考えでございます。懲戒免職と、そしてまたその一緒に行ったですね現在の職員がですね停職1カ月といったバランスになるのかなということで考えているところでございます。まあそういったところも踏まえまして、停職1カ月に関しましてはちょっとご理解いただければなというふうに思っているところでございます。

そしてまた職員からの謝罪につきましては、まだ現時点で私にはございません。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 改めてもう一つ聞きますけども、警察からその内容問い合わせされた時点で、警察はどっから来たの、その情報をつかんだのかっていうのは分かっているのかという点。

それと、何だ、最後のその職員のこれからの仕事に対する、皆さん、町長にはまだ来てないと言いますけども、議会にももちろん来る気もないということのそういう意思の職員についてどう考えているのか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、答弁を求めます。

（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前10時39分 休 憩

.....
午前10時39分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

警察がですね、どこからこの情報を分かったかと、把握したかというところにつきましては、我々もそこまでは聞いておりませんし、教えてもらっておりません。

そしてまた先ほど謝罪について、私にはまだ謝罪はないんですけども、総務課長、そしてまた副町長には謝罪しておりまして、で、この処分が明けたら改めて私に謝罪するといったことを本人も申しているといったことでございますので、改めてご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 略式起訴された時にテレビで報道がありましたけども、その時に名前を出したところが、NHKは名前を出したんです。民放は出してなかった。で、今回のその処分については、新聞はまあ北羽も魁もどちらも名前は出してなかったです。この対応について、その基準がどうもダブルスタンダードでないかなという感じを持っていますけども、それについてこの対応の違いというのはどうしてこうなったのか、その説明をちょっとお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課

長。

○和平総務課長（和平勇人君） 奈良議員のご質問にお答えをいたします。

略式命令があった後、マスコミに関しては実名で情報提供があるそうなので、マスコミ各社は名前まで知っていたと思われませんが、その後、例えば家族などのプライバシーに配慮した報道をお願いするというようなお願いはされているようではすけれども、実名入りで報道するかどうかは報道機関それぞれの判断に委ねられているそうです。

で、私どもの懲戒基準の指針に関しては、停職以上の処分をした、免職又は停職の処分をした職員については氏名まで、それ以下の減給戒告等の処分については、氏名を伏せて所属職名までという形で公表するというふうに定めておりますので、町では今回の処分に合わせてホームページやマスコミには実名が入った情報提供をしております。で、これに併せて、まあ町が公表したことに併せて実名で報道しているところ、もしくは名前を伏せているところなど、これについても各報道機関での判断によるものというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 町長が責任を取るとするのは、つまり部下、職員が不祥事を起こした時に、その不祥事を起こした職員の上司、つまり課長も、そして町長も、それによって副町長も責任を取らなければいけないというふうな場合もあると思います。しかし今回は、堀内町長が就任する前の事件であります。そして、堀内町長が町長に就任して発覚いたしました。それに対してやみくもに町長だからといって前の町長の時の事件の責任をですね、取らなければならない。私は非常に不条理だと思います。町長だから何でも責任を取ることではなくて、私がもしこれが前の町長が就任してそのままであれば、これは給料の1カ月分、10分の1では済まない事件ではないかな。監督不行き届き。もっと重い、そういう処分の仕方ではなければならないというふうに思います。今回は、もう前の町長の時の事件でありますから、新しくなった、就任した町長がその責任を取るといものはいかなものか。これからもですね、やっぱりどうも腑に落ちない、私はこの責任のとり方ではないかなというふうに思います。それよりも、こういう事件が起きないように、今、堀内町長がいろんなコンプライアンス考えております。

そして実行しようとしております。私はそれでいいのではないかなというふうに思います。

私は今回の議案に対して反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私は賛成討論をします。

この事件が発覚したのが2月頃だと思うんですけども、まあ町長は立候補するに当たって前町長の全てのその政策を引き継いで立候補したというふうにして私は認識しております。そういう意味でも、この事件っていうのはもう副町長の、前回、前任の副町長も知っていたことで、これを内部で隠し通していた、そしてそれを公にしないでそのままずるずる引き継いでできてしまったという、こういう体質的な問題があると思います。まあ前町長亡くなられて本当に大変な思いだった。それを補佐するのに副町長も大変だったと思うんですけども、やはりその辺を隠し通して、で、そのまま引き継いできた。これはやっぱり全てを引き継いできたその立候補した今の町長の責任だと思います。妥当だと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私もこれ反対の立場で。

須藤さんと、須藤議員と同じようにですね、前任者のことを責任まで負う必要はないわけで、今せつかくやっとな若い町長になってこれからという時にですね、この責任をたかだか1カ月の減額で事件を負わさせるということではなくてですね、こういう事件があったことを踏まえてですね、職務に誠実に職員をしっかり監督してもらいたいという意味において私は減額はすべきでないと、ちゃんとこの責任を1カ月分戻すからその分ちゃんと仕事をしてくれというふうをお願いしたいと思って反対します。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 今、質疑、討論と正にそれぞれもったも内容だなど、つくづく感心をいたすわけでありましてけれども、今回の処分に対してそれが適当なのかどうか、なかなかその判断は、私、材料ありませんが、この議案に関して言えば、いくら前町政の中での事案であったともいえですね、町民がいかによいようにこの今の町政に信頼を持てるのか、そういうことから言えば、額はともかく、堀内町長がこういう決断をなされた、したということ、私はこれは非常に大きな意味があると思うんです。町民がそれをもって今の町政に対して信頼度、それを維持していく、これから期待していく、

そういう形になるだろうと、私はこういう思う面から賛成をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、議案第52号は否決されました。

日程第6、議案第53号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。工藤防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（工藤善美君） 議案第53号についてご説明させていただきます。

議案第53号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めます。

物 品 名 デジタル移動系無線機通信システム

取 得 金 額 756万7,710円

契約の相手方 秋田市山王三丁目1番12号

扶桑電通株式会社

秋田営業所

所長 小林 正

支出項目です。令和5年度 八峰町一般会計

9 款 消防費

1 項 消防費

4 目 防災無線施設費

令和5年8月4日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関わる条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の取得にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

説明資料の方をご覧ください。

現在使用しておりますアナログ式簡易無線機の周波数は、町長の報告にもありましたとおり、使用期限の方が令和6年11月30日までとなっております。そのため、代替の無線機といたしまして、デジタル登録局無線とIP無線が一体となりましたハイブリッド無線機を購入するためのものがございます。

以前のアナログ式無線では周波数の届く範囲でしか通話できなかったものですが、図に示してありますとおり、赤と黄色のこちらの携帯電話の電波範囲内で使用することが可能となります。また、赤と黄色のエリアに中継局、こちらの方では白神ふれあい館というふうなことで中継車を置かさせていただいております。こちらを配置することによりまして、電波の範囲内であります山奥に当たる部分、こちらの図では二ツ森入り口付近というふうなところに置かせていただいておりますが、そちらに現場指揮車を通しまして無線機の通話が可能となる形となります。現場指揮車用の登録局設備を3基購入する予定でございますので、複数の箇所で遭難があった場合にも対応は可能となります。携帯の無線機、こちらの方は15体の購入予定でございます。

説明は以上でございます。何とぞご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第53号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第54号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第54号についてご説明いたします。

議案第54号、工事請負契約の締結について。

令和5年7月26日に指名競争入札に付した「八峰町下水道・集落排水施設監視システム等整備工事」について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的 八峰町下水道・集落排水施設監視システム等整備工事

契約金額 9,130万円

契約の相手方 秋田県能代市浜通町1-45

能代電設工業株式会社

代表取締役 山田 雄太

支出項目 令和5年度八峰町下水道事業会計の1款特定環境保全公共下水道事業、2款農業集落排水事業、3款漁業集落排水事業、それぞれの建設改良費の施設改良費からの支出となります。

令和5年8月4日提出

八峰町長 堀内 満也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためです。

今回の工事請負契約は、6月議会定例会で補正予算を提出し、ご承認いただいた八峰町下水道・集落排水施設等整備事業にかかる工事請負契約で、現在、町内にある污水处理施設6か所、マンホールポンプ60か所に導入する監視システムと、河川2か所に監視カメラを設置するものです。

現在の污水处理施設やマンホールポンプ設備は、ISDN回線を利用し、施設に異常が発生した際は音声とFAXで通報されますが、このISDN回線のサービスが令和6年で終了するため、今回、監視システムを更新することとしました。

今回導入するシステムは、スマートフォンで各設備をウェブやスマホアプリ等で常時監視することができるため、異常発生時には迅速に対応できるほか、真瀬川と小入川のそばにあるマンホールポンプ設備に防災用監視カメラを設置し、大雨の際の河川の増水状況を町のホームページ上の河川管理のリンクから閲覧が可能となり、避難所等の判断確認ができるなど防災意識の向上も図られます。

処理区ごとの設置場所や河川監視カメラの映像配信等のイメージについては、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますので参考願います。

なお、工期は、契約の翌日から令和6年3月31日としております。これは箇所数が68か所と多く、機器の製作や現場据え付けに時間を要することから年度末としておりますけれども、受注業者と工程会議等を重ね、なるべく早い時期の完成を目指していきます。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前11時01分 休 憩

.....
午前11時05分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。再開します。

日程第8、議案第55号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第55号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

令和5年度八峰町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8,799万円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8,928万9,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、地方債の追加と変更で「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

令和5年8月4日提出

八峰町長 堀内満也

今回の補正につきましては、7月14日からの豪雨により被害を受けた農林業施設や公共土木施設、その他の施設など、現時点で確認している分の災害復旧にかかる経費を追加補正するものでございます。

それでは、3ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。

1つ目の追加につきましては、農地農業用施設災害復旧事業の充当財源として3,240万円を、林業施設災害復旧事業の充当財源として3,710万円を追加するものでございます。

2つ目の変更につきましては、公共土木施設災害復旧事業の充当財源として1,640万円に880万円を追加して2,520万円に変更するものでございます。

次に、歳入歳出の主な補正内容につきまして、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

7ページ・8ページをお開きください。

まず歳入ですが、15款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧事業費国庫負担金2節公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、町道及び河川の災害復旧にかかる事業費負担金として5,800万円を追加するものでございます。

2節の農林水産施設災害復旧費負担金につきましては、林業施設災害復旧事業費補助金として7,670万円、農地農業用施設災害復旧事業費補助金として3,600万円の追加で、合わせて1億1,270万円を追加するものでございます。

次に、19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正全体の調整のため4億3,899万円を追加するものでございます。

次に、22款町債1項町債7目災害復旧事業債1節農林水産業施設災害復旧事業債につきましては、農地農業用施設災害復旧事業債として3,240万円、それから林業施設災害

復旧事業債として3,710万円、合わせて6,950万円を追加するものでございます。

2節の公共土木施設災害復旧事業債につきましては、町道及び河川の災害復旧事業債として880万円の追加補正するものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

9ページ・10ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費18節負担金補助及び交付金につきましては、小規模災害を対象とした町単農業農村整備事業補助金500万円を追加するものでございます。

次に、7款商工費1項商工費3目観光費10節需用費につきましては、三十釜や中央公園、留山の散策路などの修繕料700万円の追加で、11節役務費につきましては、中央公園と留山の土砂撤去などの手数料の追加でございます。

次に、9款消防費1項消防費3目災害対策費18節負担金補助及び交付金につきましては、このたびの豪雨により水道施設も被害を受け、石川集落を除く峰浜地区が断水となりました。断水した世帯を対象にハタハタ館において無料で入浴できるよう対応しましたので、その入浴料分として断水世帯入浴支援補助金114万円の補正でございます。

11ページ・12ページをお開きください。

次に、10款教育費2項小学校費1目峰浜小学校費10節需用費につきましては、峰浜小学校のグラウンド入り口の坂道の修繕20万円の追加でございます。

次に、11款災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設災害復旧費につきましては、町道25路線で75か所の被災、13の河川で56か所の被災を確認しており、この被災箇所の災害復旧にかかる関連経費を計上しております。

まず、10節需用費につきましては、カラコーンなどの消耗品費として10万円の追加で、修繕料につきましては、町道水沢ダム線など町道9路線で発生した路肩崩落等の修繕料と、小釜沢川など7河川で発生した護岸決壊などの修繕料として2,000万円の追加補正でございます。

11節役務費につきましては、町道目名湯大沢線など2路線で発生した土砂流入等の除去と、倉の沢川など5河川で発生した護岸決壊及び土砂等の除去にかかる手数料500万円の追加でございます。

12節委託料につきましては、災害査定設計等41件分の測量設計等業務委託料として9,600万円の追加補正でございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、敷き鉄板やバリケードなど工事用資材のリース料で50万円の追加でございます。

14節工事請負費につきましては、町道水沢ダム線応急仮復旧工事費として1,300万円の追加補正でございます。

15節原材料費につきましては、町道補修用採石代で90万円の追加でございます。

次に、2項農林水産業施設災害復旧費1目林業施設災害復旧費につきましては、林道15路線で発生した38か所の災害復旧にかかる経費、関連経費を計上しております。

まず、10節需用費につきましては、復旧作業用重機等の燃料費30万円の追加でございます。

11節役務費につきましては、林道へ流入した土砂等の撤去及び林道補修作業などの手数料として1,500万円の追加補正でございます。

12節委託料につきましては、林道米代線など6路線の災害測量設計業務委託料3,000万円の追加補正でございます。

13ページ・14ページをお開きください。

13節使用料及び賃借料につきましては、林道熊沢線など10路線の災害復旧にかかる重機借上げ料として300万円の追加補正でございます。

14節工事請負費につきましては、林道米代線など6路線の災害復旧工事費として1億1,800万円の追加補正でございます。

15節原材料費につきましては、林道熊沢線など10路線にかかる補修用採石代で800万円の追加補正でございます。

次に、2目農地農業用施設災害復旧費につきましては、農地104か所で33ha、農道16か所で988m、水路が52か所、4,212m、その他の施設として16か所の災害復旧にかかる関連経費を計上しております。

まず、1節報酬につきましては、災害対応補助員の報酬85万円の追加でございます。

12節委託料につきましては、農地や農道、水路、その他の施設の被災箇所合わせて188か所の災害測量設計業務委託料2億9,100万円の追加補正でございます。

14節工事請負費につきましては、農業用水路など5か所の応急仮工事費として7,200万円の追加補正でございます。

なお、災害復旧箇所につきましては、公共土木施設の災害箇所と農林水産業施設の災害箇所のそれぞれの箇所図と位置図をタブレットに掲載してございますので、参考にし

ていただければと思います。

また、災害復旧費につきましては、今後行われる災害査定により工事費などに変更が生じる場合や、また、今後新たに災害箇所が確認された場合には、改めて補正予算を提案させていただきますことを申し添えいたしておきたいと思っております。

今後、国や県と連携しながら、被災施設の早期復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

説明は以上でございますが、何とぞよろしくご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願いいたします。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第55号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 図面にも載ってますけれども、図面に載ってない箇所のところで、例えば山の状況がどのくらい崩れているのかどうなのか、これだけではちょっと分からないのではないかなというのは、例えば山から水が来てない。まあ本館地区あたりでも用水路がもうからからにコンクリートが出てる。茂浦あたりでももう地面が用水路からからになっている状態なので、多分上の方ではかなりの土砂崩れが細かいところで起きているのではないかなという、こういう予想があります。それと、まあ雨が降ればいつものことなんですけども、椿、椿のあの線路の横から鉄砲水のように流れるのは大水が来れば毎度のことで、今回は土砂崩れが起きたんですけれども、あれは町ではなくてJRとか県とかの工事になるのか。そうであれば、まあその対策をしっかりとやってもらいたいということなんです。

それで、まあ私もこっちに来て43年くらいなるんですけれども、来て間もなく1週間長雨が續いて、椿の斜面が崩れたっていうのを私も見てます。今回もかなりの斜面が崩れてますけれども、高台の上の方には新興住宅がかなり建ってますが、その辺の、まあ国道から見れば本当にあそこのうち大丈夫なのかしらっていう感じの土砂崩れがこう起きてるんですけれども、その辺の把握といいますか、調査といいますか、今後緊急にあそこはちょっとやらないと、住宅に影響が出ているのか出ていないのかが分かりません。そこら辺もし分かりましたら教えてもらいたいと思っております。

とにかく山から水が来てないということで、もう田んぼを諦めた人がもうかなりいます。土地改良区に入っていないくとも、真瀬の奥の方でもう田んぼをやめた、もう土砂が崩れて、で、災害の補償になるのかどうなのかまだはっきり分からないけれども、なる

でしょうという期待もありますが、今後その復旧できるかどうかという目処も立たないような状態の中で、もし分かってましたらどのくらい、今調査してこういう状態ですけども、まだまだ未知の土砂崩れがあるのではないかとということ把握してまずでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） ただいまの見上議員の質問についてお答えいたします。

山の方ではなくて多分農業用の水路、山から流れてきてる水路のお話をしているんですが、水路については、一応八森地区に関しては土地改良区ありませんので、耕作者さんからの連絡により町で確認には行っております。で、副町長からの先ほど予算説明の時に箇所の方説明したと思うんですが、そちらについて国庫の災害に上げれる分については全てまず申請をしようと考えております。で、その後、国庫で採用なるかはその後の話なんですけど、一応町としては全て国庫に向かおうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

（「まだ答弁」と呼ぶ者あり）

○8番（見上政子さん） まだ答弁あるんでないかしら。

○議長（皆川鉄也君） 申し訳ございません。元へ。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 国道から見えるところは、八森浄化センターに降りていくところでしょうか。あそこは、今回の図面の9番の鹿の浦線というところで把握している箇所、まあ町道の方に崩れてきた土砂についてはもう撤去は終わってますけども、災害についてもこれから県の方と相談して進めていきたいというふうに考えております。

あと、国道から椿の方に降りてく、多分あそこは県道だと思いますけども、県の方にお願いして側溝の関係の方はお話しております。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 今回の災害のように予期せぬことがこれからも西日本のように起きてくる、そういう可能性は十分にあると思います。その時に財政上頼れるのが財政調整基金であります。この財政調整基金、いわゆる町の貯金がなくなった場合どうなるの

か。非常に不安を感じるわけであります。今回も4億4,000万円近く財調を繰り入れるということになっております。こういうふうには、これからは西日本、さっき言ったようにどんどん災害が増えていくと、これの、この貯金が非常に重要になってきます。ですから普段からやはり財調を崩さないように、予算執行には十分に気をつけていただいて、そして財調を、まあ増やしていくとまではいかななくても減らさないようにしていく、こういうことが大事だと思います。

まあ今回、国からわずかばかりのお金が出て、県からはまだ出ておりません。そういう、あと町債と財調でこれを賄うということでもあります。どうかこれからですね、こういう災害が起きた場合にも十分にそれに対処できるような、そういう財政づくりに励んでいただきたいというふうに思います。

それと、この災害の予算を見てると、委託費がですね随分多くて、何か工事費が少ないような気がするんですね。委託費に合わせて。どうも委託料が多い。これはまあどういうわけかってそういうことなんでしょうけども、これについてですね、もう少し詳しくお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 11ページの公共土木施設災害復旧の委託料9,600万円については、今、8月の22から実施を予定している国の災害査定にかかる設計の関係の予算のみを計上しております。で、14の工事請負費1,300万円については、あくまでも応急復旧工事ということで水沢ダム線の工事費のみを計上しております。9月議会以降にこの9,600万円、国の災害査定終わった工事については予算計上をさせていただく予定ですので、今回ちょっと委託料と工事請負費のバランスはとれてないということになります。

○9番（須藤正人君） その説明を副町長もしっかり予算説明の時にしゃべってけれ。

○建設課長（浅田善孝君） はい、分かりました。

○議長（皆川鉄也君） 堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 建設課と同じですね、今回の災害箇所全箇所をまず委託で調査するために2億9,100万円、で、工事費の7,200万円につきましては、本工事ではなくて応急仮工事、見上議員がおっしゃったとおり、水を持ってこなければいけないという形でポンプを設置したり、水路を開削したりするための応急仮工事っていうのも

行っております。それに対する予算として7,200万円措置しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

それこそ今回、財政調整基金の方、かなりこうつぎ込んだ形での予算計上となっております。それこそ今、建設課長、農林振興課長が説明したように、今後は工事請負費につきまして災害査定を受けてから新たに予算措置していく形となります。ただ、今回、今、今回の国庫補助等を上げている部分ですけれども、こちらにつきましては、今、一般の災害と同様の経費で計上しております。おそらく今後の何といたしますか、国の動向といたしますか、によって激甚指定に指定されますと、また補助率等、また起債の借りれる範囲等がまたこう変わってきます。そういうためにも、まずはしっかり災害査定の方に向かいます、それからどのお金でどのぐらいもらえるのか、どれぐらい借りれるのか、そちらの方についても今後関係課の方と協力しながら計上していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今回の大雨で農地被害っていうか、まあ農地被害もちろんありますし、それに伴って水路の被害、特に峰浜の方のだいぶ奥の方はあるんですけども、まあ私、地元は八森地区の方なので、八森地区にはご存じのとおり水路というもので水路組合が4つまずあるんですよ。で、1つの南側の水路はまず今のところ大丈夫で運用してますけども、まあ本館、それから真瀬川2か所、上と下とあるんですが、もう惨憺たるような状況で、今何とか本館方面はですね仮復旧が着手しております。ところが真瀬川にある両、上と下の組合の水路はですね手つかずのまま。で、水が全くおってきてこれないというふうな状況で、雨ダムのみしかないわけです。で、仮にこれが災害復旧になったとしてもですね、業者がいるのかどうか。これすらも危ういと。まあ非常に、この河川、両方の水路の水路位置っていうのは急峻な崖を削って水を持ってきているような状況でありますから、重機も入っていけない、そういうふうなところを持ってきてるわけですね。ですから、まあ今、今回のようにですね、もう惨憺たる状況になってしまったのを復旧するためには莫大なもうおそらく金がかかると。で、それについて本当にやってくれるんだろうかということが疑問ですね、もしまた、まあそれをやってくれるにしても将来的にその農地大丈夫なのかなというふうなこともあってですね、これ

はやっぱり今のうちです、将来的にここの農地をどうするのか、これは町とその地権者なり等の話し合いをしないとですね、水路を放置するのかどうかというふうなことにも決断できないのではないかなと。まあそれを早急にやらないとならない状況だというふうな感じであります。

ですから、まあ今年度においてはおそらく雨が降らないと稲が枯れる。真瀬川の中心に両農地はほとんど駄目でしょう。で、その工事、水路の工事が仮に災害に対応になったとしても、業者がいないと来年も駄目と。そうなることですね、経営的に成り立たないわけですね。そういうふうな状況であるわけですから、そこに金をかけての水路直しますよと3年後に言われてもですね、これはかなり難しい話ではないかなということでもありますから、その辺の早急なまず町の考えもありますし、まあ我々のみの考えもすり合わせていかないとということだわけです。その辺について重々知ってるとは思いますが、協議の場を早急にもつように検討願いたい。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） ただいまのご質問にお答えします。

今、今回は災害の箇所を農林のみんなで回って、あと、県、国の協力も得て箇所を今絞ってきました。で、これからまあ災害に上げてやるわけですが、その時にですね、この後に農地の所有者又は耕作者に、この農地については今後経営をどうしますかということをお聞きします。で、経営、もう俺年だからやめるじゃってという人がいるんでしたらもうそれは災害に上げないとか、そういう形になっていこうかと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 農地に関して言いますとですね、かなりの箇所が八峰町内で被害あるところがございます。当然ながらですね全てをまだ回りきれてないっていうところもあるかと思いますけども、引き続きその調査を続けてですね、まずは町民の皆様がしっかりと来年度以降もですね農業を続けていけるような、そういった体制をまずしっかりととっていきたいというふうに考えているところがございます。

また、今後その災害査定が終わってですね復旧工事に入るわけでございますけれども、その業者さんがかなり技術者が足りないということで不調不落の原因になろうかと思っておりますけども、そういったことがないようにですね、町としましても被災箇所を合札して

ですね一本で発注するとか、そういった対応をとりながら、速やかにですね、この復旧工事を行えるようにしっかりと対策していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 消防費の災害対策費が出てるんですけども、ちょっと私、14日ですね、15日、まあどのくらいの災害出てるかこう見て回ってる場合に、防災無線で流れる外の防災無線の、泊の展望台のところに防災無線ないですよ。あそこでちょっと放送が途切れてしまって全然情報が入ってこなかったんですけども、やはりあそこも観光拠点でもあるし、まあ災害対策として必要でないかなと思います。

それと、まあ消防の方はそうですけれども、さっきちょっと言い忘れました樁の斜面のところ、発盛の横の斜面のコンクリートの道路、もう滝のような水で、あそこにはやはり対策として水の吐け口、まあ雨降っていつもそうです、あそこは。坂道の奈良さんのところに、下のところに水が入ってくるとかそういうこともありましたので、あそこ吐け口、水の、雨水も含めて吐け口の対策も考えてほしいなと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（工藤善美君） 見上議員の質問にお答えします。

大変申し訳ありません。泊のところの防災無線ということは、鹿の浦のところということでしょうか。

○8番（見上政子さん） 鹿の浦の。

○防災まちづくり室長（工藤善美君） 分かりました。確かにあそこには防災無線の方はございません。そうですね、あの地域が聞こえないと言われれば確かにそのとおりですので、申し訳ありません、ちょっと検討というふうな形でさせていただければと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 2点目の樁の坂の件なんですけども、ちょっと私、場所をいまいち把握してなくて大変申し訳ないんですが、後で場所とか確認させていただきますので、何とかよろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和5年第2回八峰町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前11時40分 閉 会

